

毎週火・金曜日発行

秋田県公報

目次

告示

- 保安林予定森林の指定通知(八二〇)八二六・森林整備課)
- 道路の供用開始(八二七・道路環境課)
- 道路区域の変更(八二八、八二九・道路環境課)
- 公有水面埋立てに関する工事のしゅん工認可(八三〇・港湾空港課)
- 証紙売りさばき人の指定事項の変更の届出(八三一・会計課)
- 証紙売りさばき場所の変更の承認(八三一・会計課)
- 建築基準法による道路位置の指定(八三三・仙北建設事務所)
- 公告
- 土地改良区の役員の退任及び就任の届出(北秋田総合農林事務所)
- 土地改良区の役員の退任及び就任の届出(秋田総合農林事務所)
- 県営土地改良事業の換地計画の決定(雄勝総合農林事務所)
- 物品調達契約に係る一般競争入札の実施(管財課)一五件
- その他
- 平成十四年度宅地建物取引主任者試験の合格者

告示

秋田県告示第八百二十号
 農林水産大臣から次の森林を保安林予定森林とする旨の通知があったので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定に基づき、告示する。
 平成十四年十二月六日

秋田県知事 寺田典城

- (一) 保安林予定森林の所在場所
 - 大館市十二所字平内沢三九〇の二(次の図に示す部分に限る。)、三九〇の三、三九一(次の図に示す部分に限る。)
 - (三)(二) 指定の目的 水源のかん養
 - 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採することができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
 - 次のとおりとする。
 - (二) 保安林予定森林の所在場所
 - 大館市十二所字森吉沢七六、八二
 - (三)(二) 指定の目的 水源のかん養
 - 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採することができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
 - 次のとおりとする。
- (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を農林水産部森林整備課及び北秋田総合農林事務所並びに大館市役所に備え置いて縦覧に供する。)
- 秋田県告示第八百二十一号
 農林水産大臣から次の森林を保安林予定森林とする旨の通知があったので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定に基づき、告示する。
 平成十四年十二月六日
- 秋田県知事 寺田典城
- 一 保安林予定森林の所在場所
 - 二 指定の目的 水源のかん養
 - 三 指定施業要件

- (一) 立木の伐採の方法
 - (2) 1 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - (2) 2 主伐として伐採することができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
 - 次のとおりとする。
- (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を農林水産部森林整備課及び山本総合農林事務所並びに山本郡藤里町役場に備え置いて縦覧に供する。)

秋田県告示第八百二十二号

農林水産大臣から次の森林を保安林予定森林とする旨の通知があったので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定に基づき、告示する。

平成十四年十二月六日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 保安林予定森林の所在場所

- 本荘市親川字田代台一、二、三、一一の一、芦川字真田長根一の四三から一の五〇まで

二 指定の目的 水源のかん養

三 指定施業要件

- (一) 立木の伐採の方法
 - 1 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - (2) 1 主伐として伐採することができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
 - 次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林整備課及び由利総合農林事務所並びに本荘市役所に備え置いて縦覧に供する。)
- 秋田県告示第八百二十三号
- 農林水産大臣から次の森林を保安林予定森林とする旨の通知があったので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定に基づき、告示する。
- 平成十四年十二月六日

秋田県知事 寺 田 典 城

- 一 保安林予定森林の所在場所
 - 仙北郡田沢湖町卒田字谷地沢五一の五、五一の六、五一の七
 - 二 指定の目的 水源のかん養
 - 三 指定施業要件
 - (一) 立木の伐採の方法
 - 1 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - (2) 1 主伐として伐採することができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
 - 次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林整備課及び仙北総合農林事務所並びに仙北郡田沢湖町役場に備え置いて縦覧に供する。)

秋田県告示第八百二十四号

農林水産大臣から次の森林を保安林予定森林とする旨の通知があったので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定に基づき、告示する。

平成十四年十二月六日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 保安林予定森林の所在場所

- 平鹿郡大森町八沢木字真山五一(次の図に示す部分に限る。)

二 指定の目的 水源のかん養

三 指定施業要件

- (一) 立木の伐採の方法
 - 1 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - (2) 1 主伐として伐採することができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
 - 次のとおりとする。
- (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を農林水産部森林整備課及び平鹿総合農林事務所並びに平鹿郡大森町役場に備え置いて縦覧に供する。)

秋田県告示第八百二十五号

農林水産大臣から次の森林を保安林予定森林とする旨の通知があったので、森林法

(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定に基づき、告示する。
平成十四年十二月六日

一 保安林予定森林の所在場所

秋田県知事 寺田典城

仙北郡南外村字坊田黒沢八四の一、八五の一、八六の一、八七の一、八八の一、八八の四

二 指定の目的 水源のかん養

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(2)(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)(2) 主伐として伐採することができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林整備課及び仙北総合農林事務所並びに仙北郡南外村役場に備え置いて縦覧に供する。)

秋田県告示第八百二十六号

農林水産大臣から次の森林を保安林予定森林とする旨の通知があつたので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定に基づき、告示する。
平成十四年十二月六日

秋田県知事 寺田典城

一 保安林予定森林の所在場所

平鹿郡山内村黒沢字向堂九、一一

二 指定の目的 水源のかん養

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(2)(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。
(2)(2) 主伐として伐採することができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る

一 道路の区域

道路の種類	旧新別	路線名	区	間	敷地の幅員(メートル)	延長(キロメートル)
-------	-----	-----	---	---	-------------	------------

市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林整備課及び平鹿総合農林事務所並びに平鹿郡山内村役場に備え置いて縦覧に供する。)

秋田県告示第八百二十七号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。
平成十四年十二月六日

秋田県知事 寺田典城

一 供用開始の区間

道路の種類	路線名	区	間
一般国道	百八号	由利郡鳥海町下川内字坪淵二番六から字瀬中石四番八まで	

二 供用開始の期日 平成十四年十二月九日

三 供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間

(二)(一) 場所 建設交通部道路環境課
期間 平成十四年十二月六日から同月十九日まで

秋田県告示第八百二十八号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。
平成十四年十二月六日

秋田県知事 寺田典城

一般国道	
新	旧
百八号	百八号
〃	由利郡烏海町上川内字生出谷地四六番四から字田代二三五番一まで
一一・五〇〇〇～五七・〇〇〇	一〇・〇〇〇〇～五四・四〇〇
〇・〇五七	〇・〇五七

- 二 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間
 場所 建設交通部道路環境課
 期間 平成十四年十二月六日から同月十九日まで

秋田県告示第八百二十九号

一 道路の区域

県道	道路の種類		路線名	区 間	敷地の幅員(メートル)	延長(キロメートル)
	新	旧				
桂瀬笹館線	新	旧	桂瀬笹館線	北秋田郡森吉町桂瀬字大沢沢二番三から字下柏木岱二番一地先まで	一四・〇〇〇〇～五四・〇〇〇	〇・六四〇
	桂瀬笹館線	桂瀬笹館線				

- 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。
 平成十四年十二月六日

秋田県知事 寺田典城

- 二 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間
 (一) 場所 建設交通部道路環境課
 期間 平成十四年十二月六日から同月十九日まで

秋田県告示第八百三十号

公有水面埋立法(大正十年法律第五十七号)第二十二條第一項の規定により、次のとおり埋立てに関する工事のしゅん功認可をしたので、同条第二項の規定に基づき、告示する。

平成十四年十二月六日

秋田県知事 寺田典城

- 一 埋立工事しゅん功認可の日 平成十四年十一月二十七日
 二 埋立免許を受けた者の名称、住所及び代表者の氏名
 (一) 名称 秋田県
 住所 秋田市山王四丁目一番一号

- (三) 代表者の氏名 秋田県知事 寺田典城

- 三 埋立免許を受けた場所及び面積
 (一) 場所 男鹿市船川港船川字海岸通り一四四番地から同市船川港船川字外ヶ沢百四十四番地を経て同市船川港船川字外ヶ沢百四十七番地に至る間の地先公有水面
 (二) 面積 二千七百七十七・〇二平方メートル
 四 埋立免許の日及び番号 平成十二年九月一日 指令港 五〇七
 五 公有水面埋立法第二十二條第三項の市町村名 男鹿市

秋田県告示第八百三十一号

秋田県財務規則(昭和三十三年秋田県規則第四号)第五十七條第一項の規定により、次のとおり証紙の売りさばき人の指定事項の変更の届出があったので、同規則第五十九條の規定に基づき、告示する。

平成十四年十二月六日

秋田県知事 寺田典城

売りさばき人の住所及び氏名	
変更後	秋田市八橋南一丁目八番三号 社団法人日本食品衛生協会秋田支所
変更前	秋田市八橋字成川原二番十八号 社団法人日本食品衛生協会秋田支所

秋田県告示第八百三十二号

秋田県財務規則(昭和三十九年秋田県規則第四号)第五十七条第四項の規定により、次のとおり証紙の売りさばき場所の変更の承認をしたので、同規則第五十九条の規定に基づき、告示する。

平成十四年十二月六日

秋田県知事 寺田典城

申請者の住所及び氏名	道路の位置の指定箇所	道路の延長	道路の幅員	指定年月日
秋田市御所野元町七丁目三番六号 有限会社夢・プランニング 代表取締役 加藤 達夫	角館町小勝田字小倉前五十六番三の内、 五十七番三、五十七番四の内、五十七番 六、五十九番二の内、五十九番四、百八 番一の内	五十四・二八メートル	四メートル	平成十四年十一月一日

公 告

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、北秋田郡比内町土地改良区から次のとおり役員の内出があったので、同条第十七項の規定に基づき、公告する。

平成十四年十二月六日

一 退任理事の住所及び氏名

秋田県知事 寺田典城

売りさばき人の住所及び氏名	変更後	変更前
秋田市八橋南一丁目八番三号 社団法人日本食品衛生協会秋田支所	秋田市八橋南一丁目八番三号 社団法人日本食品衛生協会秋田支所	秋田市八橋字成川原二番十八号 社団法人日本食品衛生協会秋田支所

秋田県告示第八百三十三号

建築基準法(昭和二十五年法律第二十二号)第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定したので、建築基準法施行規則(昭和二十五年建設省令第四十号)第十条の規定に基づき、公告する。

平成十四年十二月六日

秋田県知事 寺田典城

北秋田郡比内町笹館字羽立九十三番地	中野字八幡台五番地	立石勇喜
笹館字羽立九十五番地	独鈷字独鈷百七十九番地の四	菅原繁逸
独鈷字水無百六番地の二	独鈷字沢村百四十一番地	小松一美
独鈷字向田十六番地	達子字風呂添六十九番地の一	野呂俊一
独鈷字笹館九十一番地		本間二三
		羽沢弘
		渡辺一博
		菅原伊八郎

二 北秋田郡比内町中野字五日市袋三十八番地の二
 就任理事の住所及び氏名
 小松 多治兵衛

北秋田郡比内町笹館字羽立九十三番地
 藤原 芳美

中野八幡台五番地
 立石 勇喜

笹館字羽立九十五番地
 菅原 繁逸

独鈷字独鈷百七十九番地の四
 小松 一美

笹館字水無百六番地の二
 野呂 俊一

独鈷字沢村百四十一番地
 本間 一二三

達子字風呂添六十九番地の一
 羽 沢 弘

独鈷字向田十六番地
 渡 辺 一博

笹館字笹館九十一番地
 菅 原 伊八郎

中野字五日市袋三十八番地の二
 小松 多治兵衛

三 退任監事の住所及び氏名
 北秋田郡比内町笹館字笹館百六十番地
 高 松 弘行

中野字上前田八十九番地の一
 野 呂 謙三

四 就任監事の住所及び氏名
 北秋田郡比内町笹館字笹館百六十番地
 高 松 弘行

中野字上前田八十九番地の一
 野 呂 謙三

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、大
 潟土地改良区から次のとおり役員（退任及び就任の届出があつたので、同条第十七項
 の規定に基づき、公告する。
 平成十四年十二月六日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 退任監事の住所及び氏名
 山本郡山本町森岳字二ツ森八十二番地
 石 川 尚 道

二 就任監事の住所及び氏名
 南秋田郡若美町松木沢字鶴木境五番地
 小 玉 忠 義

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第一項の規定により、
 県営土地改良事業の換地計画を定めたので、同条第四項において準用する同法第八十
 七条第五項の規定に基づき、公告し、次のとおり縦覧に供する。
 平成十四年十二月六日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 縦覧に供すべき書類の名称 県営土地改良事業（寺沢地区ほ場整備事業）換地計

画書の写し

二 縦覧期間 平成十四年十二月九日から平成十五年一月十四日まで

三 縦覧場所 雄勝町役場

物品調達契約について次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭
 和二十二年政令第十六号）第六十七條の六第一項の規定に基づき、公告する。
 平成十四年十二月六日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 入札に付する事項

(一) 購入物品名及び数量
 高度数値シミュレーション用ファイルサーバ 一式

(二) 購入物品の仕様等
 入札説明書及び仕様書による。

(三) 納入期限
 平成十五年三月二十日（木）

(四) 納入場所
 秋田県立大学事務局本荘事務室

二 入札に参加する者に必要な資格
 地方自治法施行令第六十七條の四の規定に該当しないこと。

秋田県が発注する物品の買入れ等の競争入札に参加する資格を有すること。
 当該調達契約に係る入札説明書の交付を受けていること。

三 契約条項を示す場所等
 (一) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先
 郵便番号〇一〇 八五七〇 秋田市山王四丁目一番一号

(二) 入札説明書及び仕様書の交付方法
 秋田県の休日を除き、平成十四年十二月六日（金）から同月十六日（月）ま
 での期間、随時交付する。

四 入札執行の日時及び場所
 平成十四年十二月二十日（金）午前十時三十分

五 入札保証金
 秋田県庁地下一階管財課入札室

秋田県財務規則（昭和三十九年秋田県規則第四号。以下「規則」という。）第百
 六十条から第六十三条までに規定するところによる。

六 その他

(一) 入札の方法
 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

(二) 入札の無効
 規則第六十六条に規定するところによる。

(三) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、くじにより決定する。

(四) 提出書類等

入札に参加しようとする者は、別に定める期日までに、入札説明書及び仕様書に記載された必要書類等を提出すること。

(五) その他

詳細は、入札説明書による。

物品調達契約について次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六十七条の六第一項の規定に基づき、公告する。

平成十四年十二月六日

秋田県知事 寺田典城

一 入札に付する事項

(一) 購入物品名及び数量

風洞実験装置 一式

(二) 購入物品の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(三) 納入期限

平成十五年三月二十日(木)

(四) 納入場所

秋田県立大学事務局本荘事務室

二 入札に参加する者に必要な資格

地方自治法施行令第六十七条の四の規定に該当しないこと。

(三) 秋田県が発注する物品の買入れ等の競争入札に参加する資格を有すること。

当該調達契約に係る入札説明書の交付を受けていること。

三 契約条項を示す場所等

(一) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先

郵便番号〇一〇 八五七〇 秋田市山王四丁目一番一号

秋田県出納局管財課契約班(電話〇一八 八六〇 二七三八)

(二) 入札説明書及び仕様書の交付方法

秋田県の休日を守る条例(平成元年秋田県条例第二十九号)第一条第一項に規定する県の休日を除き、平成十四年十二月六日(金)から同月十六日(月)までの期間、随時交付する。

四 入札執行の日時及び場所

平成十四年十二月二十日(金)午前十時四十分

秋田県庁地下一階管財課入札室

五 入札保証金

秋田県財務規則(昭和三十九年秋田県規則第四号。以下「規則」という。)第六十条から第六十三条までに規定するところによる。

六 その他

(一) 入札の方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

(二) 入札の無効

規則第六十六条に規定するところによる。

(三) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、くじにより決定する。

(四) 提出書類等

入札に参加しようとする者は、別に定める期日までに、入札説明書及び仕様書に記載された必要書類等を提出すること。

(五) その他

詳細は、入札説明書による。

物品調達契約について次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六十七条の六第一項の規定に基づき、公告する。

平成十四年十二月六日

秋田県知事 寺 田 典 城

- 一 入札に付する事項
- (一) 購入物品名及び数量
環境試験装置 一式
- (二) 購入物品の仕様等
入札説明書及び仕様書による。
- (三) 納入期限
平成十五年三月二十日(木)
- (四) 納入場所
秋田県立大学事務局本荘事務室
- 二 入札に参加する者に必要な資格
地方自治法施行令第六十七条の四の規定に該当しないこと。
- (一) 秋田県が発注する物品の買入れ等の競争入札に参加する資格を有すること。
(二) 当該調達契約に係る入札説明書の交付を受けていること。
- 三 契約条項を示す場所等
- (一) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先
郵便番号〇一〇 八五七〇 秋田市山王四丁目一番一号
秋田県出納局管財課契約班(電話〇一八 八六〇 二七三八)
- (二) 入札説明書及び仕様書の交付方法
秋田県の休日を定める条例(平成元年秋田県条例第二十九号)第一条第一項に規定する県の休日を除き、平成十四年十二月六日(金)から同月十六日(月)までの期間、随時交付する。
- 四 入札執行の日時及び場所
平成十四年十二月二十日(金)午前十時五十分
秋田県庁地下一階管財課入札室
- 五 入札保証金
秋田県財務規則(昭和三十九年秋田県規則第四号。以下「規則」という。)第六十六条から第六十三条までに規定するところによる。
- 六 その他
- (一) 入札の方法
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希

望金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

- (二) 入札の無効
- (三) 規則第六十六条に規定するところによる。
落札者の決定方法
予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、くじにより決定する。
- (四) 提出書類等
入札に参加しようとする者は、別に定める期日までに、入札説明書及び仕様書に記載された必要書類等を提出すること。
- (五) その他
詳細は、入札説明書による。
- 物品調達契約について次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六十七条の六第一項の規定に基づき、公告する。
平成十四年十二月六日
- 秋田県知事 寺 田 典 城
- 一 入札に付する事項
- (一) 購入物品名及び数量
2・3次元運動解析システム 一式
- (二) 購入物品の仕様等
入札説明書及び仕様書による。
- (三) 納入期限
平成十五年二月二十八日(金)
- (四) 納入場所
秋田県立大学事務局本荘事務室
- 二 入札に参加する者に必要な資格
地方自治法施行令第六十七条の四の規定に該当しないこと。
秋田県が発注する物品の買入れ等の競争入札に参加する資格を有すること。
当該調達契約に係る入札説明書の交付を受けていること。
- 三 契約条項を示す場所等
- (一) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先
郵便番号〇一〇 八五七〇 秋田市山王四丁目一番一号
秋田県出納局管財課契約班(電話〇一八 八六〇 二七三八)
- (二) 入札説明書及び仕様書の交付方法

秋田県の休日定める条例(平成元年秋田県条例第二十九号)第一条第一項に規定する県の休日を除き、平成十四年十二月六日(金)から同月十六日(月)までの期間、随時交付する。

四 入札執行の日時及び場所

平成十四年十二月二十日(金)午前十一時

秋田県庁地下一階管財課入札室

五 入札保証金

秋田県財務規則(昭和三十九年秋田県規則第四号。以下「規則」という。)(第六十条から第六十三条までに規定するところによる。)

六 その他

(一) 入札の方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

(二) 入札の無効

規則第六十六條に規定するところによる。

(三) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、くじにより決定する。

(四) 提出書類等

入札に参加しようとする者は、別に定める期日までに、入札説明書及び仕様書に記載された必要書類等を提出すること。

(五) その他

詳細は、入札説明書による。

物品調達契約について次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六十七條の六第一項の規定に基づき、公告する。

平成十四年十二月六日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 入札に付する事項

(一) 購入物品名及び数量

可搬式汎用知能アーム 一式

購入物品の仕様等

(二) 入札説明書及び仕様書による。

(三) 納入期限

平成十五年三月二十日(木)

(四) 納入場所

秋田県立大学事務局本荘事務室

二 入札に参加する者に必要な資格

(一) 地方自治法施行令第六十七條の四の規定に該当しないこと。

(二) 秋田県が発注する物品の買入れ等の競争入札に参加する資格を有すること。

(三) 当該調達契約に係る入札説明書の交付を受けていること。

三 契約条項を示す場所等

(一) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先

郵便番号〇一〇 八五七〇 秋田市山王四丁目一番一号

(二) 秋田県出納局管財課契約班(電話〇一八 八六〇 二七三八)

(三) 入札説明書及び仕様書の交付方法

秋田県の休日定める条例(平成元年秋田県条例第二十九号)第一条第一項に規定する県の休日を除き、平成十四年十二月六日(金)から同月十六日(月)までの期間、随時交付する。

四 入札執行の日時及び場所

平成十四年十二月二十日(金)午前十一時十分

秋田県庁地下一階管財課入札室

五 入札保証金

秋田県財務規則(昭和三十九年秋田県規則第四号。以下「規則」という。)(第六十条から第六十三条までに規定するところによる。)

六 その他

(一) 入札の方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

(二) 入札の無効

規則第六十六條に規定するところによる。

(三) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者と

する。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、くじにより決定する。

(四) 提出書類等

入札に参加しようとする者は、別に定める期日までに、入札説明書及び仕様書に記載された必要書類等を提出すること。

(五) その他

詳細は、入札説明書による。

物品調達契約について次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七條の六第一項の規定に基づき、公告する。

平成十四年十二月六日

秋田県知事 寺田典城

一 入札に付する事項

(一) 購入物品名及び数量

走査型プロローブ顕微鏡 一式

(二) 購入物品の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(三) 納入期限

平成十五年三月二十日（木）

(四) 納入場所

秋田県立大学事務局本荘事務室

二 入札に参加する者に必要な資格

地方自治法施行令第六十七條の四の規定に該当しないこと。

(一) 秋田県が発注する物品の買入れ等の競争入札に参加する資格を有すること。

(三) 当該調達契約に係る入札説明書の交付を受けていること。

三 契約条項を示す場所等

(一) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先

郵便番号〇一〇 八五七〇 秋田市山王四丁目一番一号

秋田県出納局管財課契約班（電話〇一八 八六〇 二七三八）

(二) 入札説明書及び仕様書の交付方法

秋田県の休日を守る条例（平成元年秋田県条例第二十九号）第一条第一項に規定する県の休日を除き、平成十四年十二月六日（金）から同月十六日（月）までの期間、随時交付する。

四 入札執行の日時及び場所

平成十四年十二月二十日（金）午前十一時二十分

五 秋田県庁地下一階管財課入札室
入札保証金

秋田県財務規則（昭和三十九年秋田県規則第四号。以下「規則」という。）第六十條から第六十三條までに規定するところによる。

六 その他

(一) 入札の方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

(二) 入札の無効

規則第六十六條に規定するところによる。

(三) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、くじにより決定する。

(四) 提出書類等

入札に参加しようとする者は、別に定める期日までに、入札説明書及び仕様書に記載された必要書類等を提出すること。

(五) その他

詳細は、入札説明書による。

物品調達契約について次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七條の六第一項の規定に基づき、公告する。

平成十四年十二月六日

秋田県知事 寺田典城

一 入札に付する事項

(一) 購入物品名及び数量

水銀圧入式ボロシメータ 一式

(二) 購入物品の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(三) 納入期限

平成十五年三月二十日（木）

(四) 納入場所

秋田県立大学事務局本荘事務室

二 入札に参加する者に必要な資格

(一) 地方自治法施行令第六十七條の四の規定に該当しないこと。

(二) 秋田県が発注する物品の買入れ等の競争入札に参加する資格を有すること。

(三) 当該調達契約に係る入札説明書の交付を受けていること。

三 契約条項を示す場所等

(一) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先

郵便番号〇一〇 八五七〇 秋田市山王四丁目一番一号

秋田県出納局管財課契約班(電話〇一八 八六〇 二七三八)

(二) 入札説明書及び仕様書の交付方法

秋田県の休日を守る条例(平成元年秋田県条例第二十九号)第一条第一項に規定する県の休日を除き、平成十四年十二月六日(金)から同月十六日(月)までの期間、随時交付する。

四 入札執行の日時及び場所

平成十四年十二月二十日(金) 午前十一時三十分

秋田県庁地下一階管財課入札室

五 入札保証金

秋田県財務規則(昭和三十九年秋田県規則第四号。以下「規則」という。)第六十條から第六十三條までに規定するところによる。

六 その他

(一) 入札の方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百分の五に相当する金額を入札書に記載すること。

(二) 入札の無効

規則第六十六條に規定するところによる。

(三) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、くじにより決定する。

(四) 提出書類等

入札に参加しようとする者は、別に定める期日までに、入札説明書及び仕様書に記載された必要書類等を提出すること。

(五) その他

詳細は、入札説明書による。

(六) その他

物品調達契約について次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六十七條の六第一項の規定に基づき、公告する。
平成十四年十二月六日
秋田県知事 寺 田 典 城

一 入札に付する事項

(一) 購入物品名及び数量

CNC超精密成形研削研磨装置 一式

(二) 購入物品の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(三) 納入期限

平成十五年三月二十日(木)

(四) 納入場所

秋田県立大学事務局本荘事務室

二 入札に参加する者に必要な資格

(一) 地方自治法施行令第六十七條の四の規定に該当しないこと。

(二) 秋田県が発注する物品の買入れ等の競争入札に参加する資格を有すること。

(三) 当該調達契約に係る入札説明書の交付を受けていること。

三 契約条項を示す場所等

(一) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先

郵便番号〇一〇 八五七〇 秋田市山王四丁目一番一号

(二) 秋田県出納局管財課契約班(電話〇一八 八六〇 二七三八)

(三) 入札説明書及び仕様書の交付方法

秋田県の休日を守る条例(平成元年秋田県条例第二十九号)第一条第一項に規定する県の休日を除き、平成十四年十二月六日(金)から同月十六日(月)までの期間、随時交付する。

四 入札執行の日時及び場所

平成十四年十二月二十日(金) 午前十一時四十分

秋田県庁地下一階管財課入札室

五 入札保証金

秋田県財務規則(昭和三十九年秋田県規則第四号。以下「規則」という。)第六十條から第六十三條までに規定するところによる。

六 その他

物品調達契約について次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六十七條の六第一項の規定に基づき、公告する。
平成十四年十二月六日
秋田県知事 寺 田 典 城

一 入札に付する事項

(一) 購入物品名及び数量

CNC超精密成形研削研磨装置 一式

(二) 購入物品の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(三) 納入期限

平成十五年三月二十日(木)

(四) 納入場所

秋田県立大学事務局本荘事務室

二 入札に参加する者に必要な資格

(一) 地方自治法施行令第六十七條の四の規定に該当しないこと。

(二) 秋田県が発注する物品の買入れ等の競争入札に参加する資格を有すること。

(三) 当該調達契約に係る入札説明書の交付を受けていること。

三 契約条項を示す場所等

(一) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先

郵便番号〇一〇 八五七〇 秋田市山王四丁目一番一号

(二) 秋田県出納局管財課契約班(電話〇一八 八六〇 二七三八)

(三) 入札説明書及び仕様書の交付方法

秋田県の休日を守る条例(平成元年秋田県条例第二十九号)第一条第一項に規定する県の休日を除き、平成十四年十二月六日(金)から同月十六日(月)までの期間、随時交付する。

四 入札執行の日時及び場所

平成十四年十二月二十日(金) 午前十一時四十分

秋田県庁地下一階管財課入札室

五 入札保証金

秋田県財務規則(昭和三十九年秋田県規則第四号。以下「規則」という。)第六十條から第六十三條までに規定するところによる。

六 その他

物品調達契約について次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六十七條の六第一項の規定に基づき、公告する。
平成十四年十二月六日
秋田県知事 寺 田 典 城

- (一) 入札の方法
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。
- (二) 入札の無効
規則第百六十六条に規定するところによる。
- (三) 落札者の決定方法
予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、くじにより決定する。
- (四) 提出書類等
入札に参加しようとする者は、別に定める期日までに、入札説明書及び仕様書に記載された必要書類等を提出すること。
- (五) その他
詳細は、入札説明書による。
- 物品調達契約について次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の六第一項の規定に基づき、公告する。
平成十四年十二月六日
- 秋田県知事 寺 田 典 城
- 一 入札に付する事項
- (一) 購入物品名及び数量
微細動作観察システム 一式
- (二) 購入物品の仕様等
入札説明書及び仕様書による。
- (三) 納入期限
平成十五年三月二十日(木)
- (四) 納入場所
秋田県立大学事務局本荘事務室
- 二 入札に参加する者に必要な資格
地方自治法施行令第百六十七条の四の規定に該当しないこと。
秋田県が発注する物品の買入れ等の競争入札に参加する資格を有すること。
当該調達契約に係る入札説明書の交付を受けていること。

- 三 契約条項を示す場所等
- (一) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先
郵便番号〇一〇 八五七〇 秋田市山王四丁目一番一号
秋田県出納局管財課契約班(電話〇一八 八六〇 二七三八)
- (二) 入札説明書及び仕様書の交付方法
秋田県の休日を守る条例(平成元年秋田県条例第二十九号)第一条第一項に規定する県の休日を除き、平成十四年十二月六日(金)から同月十六日(月)までの期間、随時交付する。
- 四 入札執行の日時及び場所
平成十四年十二月二十日(金) 午前十一時五十分
秋田県庁地下一階管財課入札室
- 五 入札保証金
秋田県財務規則(昭和三十九年秋田県規則第四号。以下「規則」という。)第百六十条から第百六十三条までに規定するところによる。
- 六 その他
- (一) 入札の方法
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。
- (二) 入札の無効
規則第百六十六条に規定するところによる。
- (三) 落札者の決定方法
予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、くじにより決定する。
- (四) 提出書類等
入札に参加しようとする者は、別に定める期日までに、入札説明書及び仕様書に記載された必要書類等を提出すること。
- (五) その他
詳細は、入札説明書による。
- 物品調達契約について次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の六第一項の規定に基づき、公告する。

平成十四年十二月六日

秋田県知事 寺田典城

- 一 入札に付する事項
 - (一) 購入物品名及び数量
 - (二) 3Dハイスピード数値流体解析装置 一式
 - (三) 購入物品の仕様等
 - (四) 入札説明書及び仕様書による。
 - (五) 納入期限
 - (六) 平成十五年三月十三日(木)
 - (七) 納入場所
 - (八) 秋田県立大学事務局本荘事務室
- 二 入札に参加する者に必要な資格
 - (一) 地方自治法施行令第六十七条の四の規定に該当しないこと。
 - (二) 秋田県が発注する物品の買入れ等の競争入札に参加する資格を有すること。
 - (三) 当該調達契約に係る入札説明書の交付を受けていること。
- 三 契約条項を示す場所等
 - (一) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先郵便番号〇一〇 八五七〇 秋田市山王四丁目一番一号
 - (二) 秋田県出納局管財課契約班(電話〇一八 八六〇 二七三八)
- 四 入札執行の日時及び場所
 - (一) 平成十四年十二月二十日(金)午後一時三十分
 - (二) 秋田県庁地下一階管財課入札室
- 五 入札保証金
 - (一) 秋田県財務規則(昭和三十九年秋田県規則第四号。以下「規則」という。)(第六十条から第六十三条までに規定するところによる。
- 六 その他
 - (一) 入札の方法
 - (一) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希

望金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

- (二) 入札の無効
- (三) 規則第六十六条に規定するところによる。
- (四) 落札者の決定方法
 - (一) 予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、くじにより決定する。
 - (二) 提出書類等
 - (三) 入札に参加しようとする者は、別に定める期日までに、入札説明書及び仕様書に記載された必要書類等を提出すること。
 - (四) その他
 - (五) 詳細は、入札説明書による。
- 物品調達契約について次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六十七条の六第一項の規定に基づき、公告する。
 - (一) 平成十四年十二月六日
- 一 入札に付する事項
 - (一) 購入物品名及び数量
 - (二) 高速動作解析システム 一式
 - (三) 購入物品の仕様等
 - (四) 入札説明書及び仕様書による。
 - (五) 納入期限
 - (六) 平成十五年三月二十日(木)
 - (七) 納入場所
 - (八) 秋田県立大学事務局本荘事務室
- 二 入札に参加する者に必要な資格
 - (一) 地方自治法施行令第六十七条の四の規定に該当しないこと。
 - (二) 秋田県が発注する物品の買入れ等の競争入札に参加する資格を有すること。
 - (三) 当該調達契約に係る入札説明書の交付を受けていること。
- 三 契約条項を示す場所等
 - (一) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先郵便番号〇一〇 八五七〇 秋田市山王四丁目一番一号
 - (二) 秋田県出納局管財課契約班(電話〇一八 八六〇 二七三八)
- 四 入札執行の日時及び場所
 - (一) 平成十五年三月二十日(木)
 - (二) 秋田県庁地下一階管財課入札室
- 五 入札保証金
 - (一) 秋田県財務規則(昭和三十九年秋田県規則第四号。以下「規則」という。)(第六十条から第六十三条までに規定するところによる。
- 六 その他
 - (一) 入札の方法
 - (一) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希

秋田県の休日定める条例(平成元年秋田県条例第二十九号)第一条第一項に規定する県の休日を除き、平成十四年十二月六日(金)から同月十六日(月)までの期間、随時交付する。

四 入札執行の日時及び場所
平成十四年十二月二十日(金)午後一時四十分

五 秋田県庁地下一階管財課入札室
入札保証金

六 秋田県財務規則(昭和三十九年秋田県規則第四号。以下「規則」という。)第六十条から第六十三条までに規定するところによる。

六 その他

(一) 入札の方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

(二) 入札の無効

規則第六十六條に規定するところによる。

(三) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とす。ただし、落札となるべき同値の入札をした者が二人以上あるときは、くじにより決定する。

(四) 提出書類等

入札に参加しようとする者は、別に定める期日までに、入札説明書及び仕様書に記載された必要書類等を提出すること。

(五) その他

詳細は、入札説明書による。

物品調達契約について次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六十七條の六第一項の規定に基づき、公告する。
平成十四年十二月六日

一 入札に付する事項

(一) 購入物品名及び数量

スーパーミニレーザーアブレーション装置 一式

秋田県知事 寺 田 典 城

(一) 購入物品の仕様等

(二) 入札説明書及び仕様書による。

(三) 納入期限

平成十五年三月二十日(木)

(四) 納入場所

秋田県立大学事務局本荘事務室

二 入札に参加する者に必要な資格

(一) 地方自治法施行令第六十七條の四の規定に該当しないこと。

(二) 秋田県が発注する物品の買入れ等の競争入札に参加する資格を有すること。

(三) 当該調達契約に係る入札説明書の交付を受けていること。

三 契約条項を示す場所等

(一) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先郵便番号〇一〇 八五七〇 秋田市山王四丁目一番一号

(二) 秋田県出納局管財課契約班(電話〇一八 八六〇 二七三八)

(三) 入札説明書及び仕様書の交付方法

秋田県の休日定める条例(平成元年秋田県条例第二十九号)第一条第一項に規定する県の休日を除き、平成十四年十二月六日(金)から同月十六日(月)までの期間、随時交付する。

四 入札執行の日時及び場所

平成十四年十二月二十日(金)午後一時五十分

五 秋田県庁地下一階管財課入札室

六 入札保証金

秋田県財務規則(昭和三十九年秋田県規則第四号。以下「規則」という。)第六十条から第六十三条までに規定するところによる。

六 その他

(一) 入札の方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

(二) 入札の無効

規則第六十六條に規定するところによる。

(三) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者と

する。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、くじにより決定する。

(四) 提出書類等
入札に参加しようとする者は、別に定める期日までに、入札説明書及び仕様書に記載された必要書類等を提出すること。

(五) その他
詳細は、入札説明書による。

物品調達契約について次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七條の六第一項の規定に基づき、公告する。

平成十四年十二月六日

秋田県知事 寺 田 典 城

- 一 入札に付する事項
- (一) 購入物品名及び数量
超並列計算処理システム 一式
- (二) 購入物品の仕様等
入札説明書及び仕様書による。
- (三) 納入期限
平成十五年三月六日（木）
- (四) 納入場所
秋田県立大学事務局本荘事務室
- 二 入札に参加する者に必要な資格
地方自治法施行令第六十七條の四の規定に該当しないこと。
- (一) 秋田県が発注する物品の買入れ等の競争入札に参加する資格を有すること。
- (二) 当該調達契約に係る入札説明書の交付を受けていること。
- (三) 契約条項を示す場所等
- 三 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先
郵便番号〇一〇 八五七〇 秋田市山王四丁目一番一号
秋田県出納局管財課契約班（電話〇一八 八六〇 二七三八）
- (二) 入札説明書及び仕様書の交付方法
秋田県の休日を決める条例（平成元年秋田県条例第二十九号）第一条第一項に規定する県の休日を除き、平成十四年十二月六日（金）から同月十六日（月）までの期間、随時交付する。
- 四 入札執行の日時及び場所
平成十四年十二月二十日（金）午後二時

秋田県庁地下一階管財課入札室

五 入札保証金

秋田県財務規則（昭和三十九年秋田県規則第四号。以下「規則」という。）第六十條から第六十三條までに規定するところによる。

六 その他

(一) 入札の方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

(二) 入札の無効

規則第六十六條に規定するところによる。

(三) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、くじにより決定する。

(四) 提出書類等

入札に参加しようとする者は、別に定める期日までに、入札説明書及び仕様書に記載された必要書類等を提出すること。

(五) その他

詳細は、入札説明書による。

物品調達契約について次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七條の六第一項の規定に基づき、公告する。

平成十四年十二月六日

秋田県知事 寺 田 典 城

- 一 入札に付する事項
- (一) 購入物品名及び数量
内燃機関性能試験装置 一式
- (二) 購入物品の仕様等
入札説明書及び仕様書による。
- (三) 納入期限
平成十五年三月十四日（金）
- (四) 納入場所

秋田県立能代工業高等学校

二 入札に参加する者に必要な資格

(一) 地方自治法施行令第六十七條の四の規定に該当しないこと。

(二) 秋田県が発注する物品の買入れ等の競争入札に参加する資格を有すること。

(三) 当該調達契約に係る入札説明書の交付を受けていること。

三 契約条項を示す場所等

(一) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先

郵便番号〇一〇 八五七〇 秋田市山王四丁目一番一号

秋田県出納局管財課契約班(電話〇一八 八六〇 二七三八)

(二) 入札説明書及び仕様書の交付方法

秋田県の休日を含め、平成元年秋田県条例第二十九号(第一条第一項に

規定する県の休日を除き、平成十四年十二月六日(金)から同月十六日(月)ま

での期間、随時交付する。

四 入札執行の日時及び場所

平成十四年十二月二十日(金)午後二時十分

秋田県庁地下一階管財課入札室

五 入札保証金

秋田県財務規則(昭和三十九年秋田県規則第四号。以下「規則」という。)第六

十條から第六十三條までに規定するところによる。

六 その他

(一) 入札の方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当

する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額

を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消

費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希

望金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

(二) 入札の無効

規則第六十六條に規定するところによる。

(三) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者と

する。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、くじ

により決定する。

(四) 提出書類等

入札に参加しようとする者は、別に定める期日までに、入札説明書及び仕様書

に記載された必要書類等を提出すること。

(五) その他
詳細は、入札説明書による。

物品調達契約について次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭

和二十二年政令第十六号)第六十七條の六第一項の規定に基づき、公告する。

平成十四年十二月六日
秋田県知事 寺 田 典 城

一 入札に付する事項

(一) 購入物品名及び数量

万能試験機 一式

(二) 購入物品の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(三) 納入期限

平成十五年三月十四日(金)

(四) 納入場所

秋田県立能代工業高等学校

二 入札に参加する者に必要な資格

(一) 地方自治法施行令第六十七條の四の規定に該当しないこと。

(二) 秋田県が発注する物品の買入れ等の競争入札に参加する資格を有すること。

(三) 当該調達契約に係る入札説明書の交付を受けていること。

三 契約条項を示す場所等

(一) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先

郵便番号〇一〇 八五七〇 秋田市山王四丁目一番一号

秋田県出納局管財課契約班(電話〇一八 八六〇 二七三八)

(二) 入札説明書及び仕様書の交付方法

秋田県の休日を含め、平成元年秋田県条例第二十九号(第一条第一項に

規定する県の休日を除き、平成十四年十二月六日(金)から同月十六日(月)ま

での期間、随時交付する。

四 入札執行の日時及び場所

平成十四年十二月二十日(金)午後二時二十分

秋田県庁地下一階管財課入札室

五 入札保証金

秋田県財務規則(昭和三十九年秋田県規則第四号。以下「規則」という。)第六

十條から第六十三條までに規定するところによる。

六 その他

平成十四年十月二十日に実施した宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第七十六号）第十六条の二第一項の規定による秋田県知事の委任に係る平成十四年度宅地建物取引主任者資格試験の結果次の者が合格したので、公告する。

合格者は五十問中三十六問以上正解の者とする。ただし、宅地建物取引業法第十六条第三項の規定により試験の一部を免除された者は四十五問中三十一問以上正解の者とする。

平成十四年十二月六日

財団法人不動産適正取引推進機構理事長 小野 邦 久

受 験 番 号	氏 名	受 験 番 号	氏 名
〇五〇一〇〇〇三	高 橋 敏 彦	〇五〇一〇〇〇四	齋 藤 正 之
〇五〇一〇〇〇九	伊 藤 久 美 子	〇五〇一〇〇一四	船 木 美 紀
〇五〇一〇〇二〇	千 島 紀 明	〇五〇一〇〇二一	山 田 雅 智
〇五〇一〇〇三〇	工 藤 正 幸	〇五〇一〇〇三七	金 田 大 樹
〇五〇一〇〇七五	阿 部 喜 代 子	〇五〇一〇〇八三	小 野 兄 一
〇五〇一〇〇八八	加 藤 友 和	〇五〇一〇〇九四	大 宮 直 樹

そ の 他

- (一) 入札の方法
 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。
- (二) 入札の無効
 規則第百六十六条に規定するところによる。
- (三) 落札者の決定方法
 予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、くじにより決定する。
- (四) 提出書類等
 入札に参加しようとする者は、別に定める期日までに、入札説明書及び仕様書に記載された必要書類等を提出すること。
- (五) その他
 詳細は、入札説明書による。

〇五〇一〇〇九八	山 田 礼 子	〇五〇一〇〇一〇	高 橋 公 一
〇五〇一〇〇一〇	小 田 弘 樹	〇五〇一〇〇一五	石 成 瑞 穂
〇五〇一〇〇一五	横 山 覚 仁	〇五〇一〇〇二〇	工 藤 義 満
〇五〇一〇〇二〇	小 坂 紀 仁	〇五〇一〇〇二五	佐 藤 義 実
〇五〇一〇〇二五	納 谷 崇 子	〇五〇一〇〇三〇	小 林 義 実
〇五〇一〇〇三〇	中 田 史 子	〇五〇一〇〇三五	谷 川 浩 子
〇五〇一〇〇三五	渡 邊 孝 一	〇五〇一〇〇四〇	庄 司 隆 平
〇五〇一〇〇四〇	武 内 孝 史	〇五〇一〇〇四五	佐 藤 陽 平
〇五〇一〇〇四五	長 岐 秋 雄	〇五〇一〇〇五〇	清 水 美 貴 子
〇五〇一〇〇五〇	鈴 木 郁 子	〇五〇一〇〇五五	若 松 泰 子
〇五〇一〇〇五五	青 柳 博 吉	〇五〇一〇〇六〇	金 松 一 哉
〇五〇一〇〇六〇	三 浦 節 子	〇五〇一〇〇六五	佐 藤 幸 男
〇五〇一〇〇六五	大 坂 悦 子	〇五〇一〇〇七〇	佐 藤 昭 三
〇五〇一〇〇七〇	鈴 木 ル リ 子	〇五〇一〇〇七五	上 遠 野 治 美
〇五〇一〇〇七五	高 橋 厚 生	〇五〇一〇〇八〇	伊 藤 伸 郎
〇五〇一〇〇八〇	渡 部 司 賀	〇五〇一〇〇八五	児 玉 光 江
〇五〇一〇〇八五	高 橋 厚 生	〇五〇一〇〇九〇	高 橋 克 幸
〇五〇一〇〇九〇	齊 藤 慶 典	〇五〇一〇〇九五	倉 持 和 弘
〇五〇一〇〇九五	柴 田 康 貴	〇五〇一〇一〇〇	佐 藤 敬 助
〇五〇一〇一〇〇	荒 川 英 宜	〇五〇一〇一〇五	能 登 谷 琢 馬
〇五〇一〇一〇五	藤 丸 夕 梢	〇五〇一〇一〇〇	村 井 喜 子
〇五〇一〇一〇〇	齊 藤 慶 典	〇五〇一〇一〇五	佐 藤 敬 助
〇五〇一〇一〇五	高 橋 正 人	〇五〇一〇一〇〇	徳 原 敦 子
〇五〇一〇一〇〇	鬼 川 智 恵 子	〇五〇一〇一〇五	石 塚 敦 子
〇五〇一〇一〇五	小 谷 木 作 代 子	〇五〇一〇一〇〇	北 川 真 一
〇五〇一〇一〇〇	鈴 木 規 人	〇五〇一〇一〇五	太 田 真 一
〇五〇一〇一〇五	野 中 健 吾	〇五〇一〇一〇〇	岩 野 亘
〇五〇一〇一〇〇	小 林 康 子	〇五〇一〇一〇五	太 田 亘
〇五〇一〇一〇五	佐 々 木 幸 子	〇五〇一〇一〇〇	太 田 亘
〇五〇一〇一〇〇	木 村 輝 美	〇五〇一〇一〇五	太 田 亘
〇五〇一〇一〇五	渡 邊 忠 善	〇五〇一〇一〇〇	太 田 亘
〇五〇一〇一〇〇	鳥 淵 弘 信	〇五〇一〇一〇五	太 田 亘
〇五〇一〇一〇五	東 海 隆 男	〇五〇一〇一〇〇	太 田 亘
〇五〇一〇一〇〇	伊 藤 隆 男	〇五〇一〇一〇五	太 田 亘
〇五〇一〇一〇五	沼 澤 万 由 美	〇五〇一〇一〇〇	太 田 亘
〇五〇一〇一〇〇	三 浦 重 晴 夫	〇五〇一〇一〇五	太 田 亘

〇五〇二〇七四八
 〇五〇二〇七七二
 〇五〇二〇八〇二
 〇五〇二〇八〇六
 〇五〇二〇八二〇
 〇五〇二〇八五九
 〇五〇二〇八七一
 〇五〇二〇八八二
 〇五〇二〇九〇五
 〇五〇二〇五〇四

又 佐 伊 関 千 村 嶋 佐 佐 栗 後
 井 藤 藤 口 葉 上 田 藤 々 田 藤
 友 晶 由 喜 博 隆 瑞 尚 貞
 香 久 子 典 子 満 努 子 夏 志 治

〇五〇二〇七四九
 〇五〇二〇七九八
 〇五〇二〇八〇五
 〇五〇二〇八〇九
 〇五〇二〇八五七
 〇五〇二〇八六八
 〇五〇二〇八七二
 〇五〇二〇八九七
 〇五〇二〇九〇一
 〇五〇二〇五〇三

仙 加 川 相 伊 柴 中 富 佐 中
 道 藤 村 澤 藤 田 邑 木 々 川
 定 俊 幸 雅 美 寛 憲 清 光
 夫 悦 治 子 香 潤 子 郎 美 児

購読料 発行 秋 田 県
 一月三千五百円 秋田市山王四丁目一番一号

印刷者 印刷所

秋田株式会社
 電話(862)8766
 E-mail:matsubarasatsus@natsubarasatsus.co.jp
 FAX(863)8766
 秋田市山王七丁目五番二十九号
 松原印刷社

